

この資料は業務の参考のための仮訳です。  
利用者が当情報を用いて行う行為については、  
利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

## 植物検疫措置に関する国際基準

### ISPM 12

#### 植物検疫証明書

2022年採択；2022年出版

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的又は開発上の地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。

本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

©FAO, 2022

一部の権利を留保する。本書はクリエイティブ・コモンズ・表示-非営利-継承 3.0 IGO ライセンス（CC BY-NC-SA 3.0 IGO; <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/3.0/igo/legalcode>）の下で利用することができる。

このライセンスの条項の下で、本書が適切に引用されている場合に限り、複製、再配布及び非営利目的で編集することができる。本書のいかなる使用においても、FAO が特定の組織、製品、又はサービスを是認していることを意味するものではない。FAO のロゴの使用は許可されない。本書を編集する場合は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス又は同等のライセンスが必要である。本書の翻訳を作成する場合は、必要な引用とともに次の免責事項を含まなければならない。「翻訳は国連食糧農業機関（FAO）によってなされたものではない。FAO は翻訳の内容又は正確性に責任を持たない。英語版の原文を正式なものとする。」

ライセンスに基づいて発生し、友好的に解決できない紛争は、本書に別段の定めがある場合を除き、ライセンスの第 8 条に記載されている調停及び仲裁によって解決される。適用される調停規則は、世界知的所有権機関の調停規則 [www.wipo.int/amc/en/mediation/rules](http://www.wipo.int/amc/en/mediation/rules) であり、仲裁は、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の仲裁規則に従って行われる。

**第三者の資料。**表、図、画像など、第三者に帰属する本書の資料を再利用することを希望する使用者は、その再利用に許可が必要かどうかを判断し、著作権所有者から許可を得る責任がある。本書内の第三者が所有する構成要素の侵害に起因する請求のリスクは、使用者のみにある。

**販売、権利及びライセンス。**FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト（[www.fao.org/publications](http://www.fao.org/publications)）で入手が可能であり、また [publications-sales@fao.org](mailto:publications-sales@fao.org) を通じて購入できる。商業利用の要請は、[www.fao.org/contact-us/licence-request](http://www.fao.org/contact-us/licence-request) を通じて提出すること。権利及びライセンスに関する質問は [copyright@fao.org](mailto:copyright@fao.org) に送信すること。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が [www.ippc.int](http://www.ippc.int) でダウンロードできることを付記すること。

公的な参考資料、政策立案又は紛争回避及び解決の目的で参照できる ISPM は [www.ippc.int/en/core-activities/standards-setting/ispms/#614](http://www.ippc.int/en/core-activities/standards-setting/ispms/#614) に掲載されているもののみである。

## 出版の過程

基準の公式な部分ではない。

1996年5月 CEPM-3 がトピック *植物検疫証明書* (1996-003) を追加した。

1996年8月 Expert Working Group (EWG) が草案を作成した。

1997年10月 CEPM-4 が議論を延期した。

1998年5月 CEPM-5 が草案について議論した。

1999年5月 CEPM-6 が草案を修正し、加盟国協議用に承認した。

1999年6月 加盟国協議。

2000年11月 Interim Standards Committee (ISC-2) が採択用に草案を修正した。

2001年4月 ICPM-3 が採択した。

**ISPM 12.** 2001. *植物検疫証明書に関する指針*. FAO, IPPC, ローマ。

2006年4月 CPM-1 がトピック *ISPM 12* (2006-035) の改正を追加した。

2006年11月 Standards Committee (SC) が仕様書 38 (*ISPM 7* 及び *ISPM 12* の改正) を承認した。

2008年2月 EWG が草案を修正した。

2009年5月 SC が草案を修正し、加盟国協議用に承認した。

2009年6月 加盟国協議。

2010年2月 スチュワードが加盟国協議コメントに基づいて草案を修正した。

2010年5月 SC-7 が草案を修正した。

2010年11月 SC が採択用に提出される草案を承認した。付録 1 の修正は未了。

2011年3月 CPM-6 が改正 *ISPM 12* を採択した。

**ISPM 12.** 2011. *植物検疫証明書*. FAO, IPPC, ローマ。

2011年6月 電子証明に関する自由作業部会。

2012年2月 スチュワード及び電子植物検疫証明に関する IPPC 運営委員会が草案を作成した。

2012年4月 SC が草案を修正し、加盟国協議用に承認した。

2012年6月 加盟国協議。

2012年11月 スチュワードが加盟国協議コメントに基づいて草案を修正した。

2013年5月 SC-7 が草案を修正した。

2013年6月 重大な懸念に係るコメント期間。

2013年10月 スチュワードが重大な懸念に係るコメントに基づいて草案を修正した。

2013年11月 SC が採択用に提出される草案を承認した。

2014年4月 CPM-9 が改正 *ISPM 12*: 付録 1 を採択した。

2014年9月 事務局は採択後に修正された付録 1 の英語タイトルの誤りを以下の通り修正した。 *Electronic phytosanitary certificates*, information on

*standard XML schemas, and exchange mechanisms* (2014) タイトルは現在、CPM により採択された付録 1 を正確に反映している。

**ISPM 12. 付録 1.** 2014. *電子植物検疫証明書、XML 標準スキームに関する情報及び交換メカニズム* (2014). FAO, IPPC, ローマ。

2015年3月 CPM-10 は「*植物検疫上のステータス*」に関するインク修正に留意した。

2015年4月 IPPC 事務局は、CPM10 (2015) からの基準手続きの廃止に沿ったインク修正及び再構成を反映した。事務局はまた、付録 1 のタイトルを「schemes」から「schema」に訂正した。

2015年9月 IPPC 事務局は編集上の微修正を反映した。

2017年10月 CPM 理事会が ePhyto の試験運用と整合性をとるために、例外的状況として、インク修正に合意し、IPPC 事務局に直ちに適用するよう要請した。

2016年4月 CPM11 は、*再輸出に関連する ISPM 12* (植物検疫証明書) の重点改訂のトピック (2015-011) を追加した。

2018年2月 SC は仕様書 67 を承認した。

2019年12月 EWG が基準を草案した。

2020年4月 SC はオンラインコメントシステム (OCS) (キャンセルとなった 2020年5月の SC ミーティングの代替) により草案を修正し、電子決定 (2020\_eSC\_May\_18) により 1 回目加盟国協議に諮ることを承認し、正しい用語を使用し、基準内の一貫性を向上させるために再輸出に関連する *ISPM 12* の重点改訂の範囲を超えるいくつかのインク修正を含めることに同意した。

2020年7月 1 回目加盟国協議。

2021年5月 SC-7 は草案を修正し、2 回目加盟国協議に諮ることを承認した。

2021年7月 2 回目加盟国協議。

2021年10月 SC は OCS により草案を修正した。

2021年11月 SC は草案を修正し、CPM での採択を勧告した。

2022年4月 CPM-16 は改訂基準を採択した。

**ISPM 12.** 2022. *植物検疫証明書*. FAO, IPPC 事務局, ローマ。

出版の過程の最終更新: 2022年4月

## 目次

## 採択

## 序論

適用範囲

参照

定義

要件の概要

## 背景

### 植物検疫証明に関する要件

1. 植物検疫証明書
  - 1.1 植物検疫証明書の目的
  - 1.2 植物検疫証明書の種類と書式
  - 1.3 植物検疫証明書への添付書類
  - 1.4 電子植物検疫証明書
  - 1.5 送信形態
  - 1.6 有効期間
2. 発給された植物検疫証明書に講じられる措置
  - 2.1 植物検疫証明書の認証謄本
  - 2.2 植物検疫証明書の差替え
  - 2.3 植物検疫証明書に対する変更
3. 輸入国及び植物検疫証明書を発給する NPPO に関する考察
  - 3.1 受領できない植物検疫証明書
    - 3.1.1 無効な植物検疫証明書
    - 3.1.2 不正な植物検疫証明書
  - 3.2 植物検疫証明書の作成及び発給に関する輸入要件
4. 植物検疫証明書の作成及び発給に関する個別考察
5. 輸出のための植物検疫証明書のセクションの記入に関する指針と要件
6. 再輸出の状況に関する考察
  - 6.1 再輸出のための植物検疫証明書の発給に関する考察
    - 6.1.1 仕向国の植物検疫輸入要件の審査

- 6.1.2 積荷の再こん包、積替、保管、分割又は結合
- 6.1.3 一般考察
- 6.2 特定再輸出事例における輸出のための植物検疫証明書の発給に関する考察
- 6.3 再輸出状況に関する他の考察

## 7. トランジットに関する考察

### 附属書 1：輸出のための植物検疫証明書様式

### 附属書 2：再輸出のための植物検疫証明書様式

### 付録 1：電子植物検疫証明書、XML 標準スキームに関する情報及び交換メカニズム (2014)

#### 序論

1. XML メッセージ構造
2. XML スキーマの内容
  - 2.1 国名
  - 2.2 植物及び有害動植物の学名
  - 2.3 積荷明細
  - 2.4 処理
  - 2.5 追加記載
  - 2.6 権限のある公務員名
3. 安全なデータ交換メカニズム
4. 再輸出のための電子植物検疫証明書
  - 4.1 電子形態の輸出のための植物検疫証明書の原本を伴う再輸出のための電子植物検疫証明書
  - 4.2 紙形態の植物検疫証明書の原本を伴う再輸出のための電子植物検疫証明書
  - 4.3 電子形態の植物検疫証明書の原本を伴う再輸出のための紙の植物検疫証明書
5. NPPO によって発給される電子植物検疫証明書の管理
  - 5.1 取出しに関する問題
  - 5.2 変更及び差替え
  - 5.3 キャンセルされた発送
  - 5.4 認証謄本
6. 申告された荷受人の氏名及び住所

付録 2：追加記載に推奨される文言

## 採択

この基準は、最初に植物検疫証明書に関する指針として 2001 年 4 月に第 3 回植物検疫措置に関する暫定委員会によって採択された。本基準の最初の改正は、2011 年 3 月の第 6 回植物検疫措置に関する委員会によって採択された。改正付録 1 が 2014 年 4 月の第 9 回植物検疫措置に関する委員会によって採択された。再輸出に関連する ISPM 12 の重点改訂が 2022 年 4 月の第 16 回植物検疫措置に関する委員会によって現在の基準として採択された。

## 序論

### 適用範囲

この基準は、植物検疫証明書（輸出のための植物検疫証明書及び再輸出のための植物検疫証明書）<sup>1</sup>の作成及び発給に関する要件と指針を定めるものである。

国家植物防疫機関（NPPO）が確立する植物検疫証明システムの要件及び要素に関する特定の指針は、ISPM 7（植物検疫証明システム）の中で定める。

### 参照

この基準は、植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）を参照する。ISPM は国際植物検疫ポータル（IPP）上の <https://www.ippc.int/coreactivities/standards-setting/ispms> から入手できる。

**IPPC.** *International Plant Protection Convention.* Rome, IPPC, FAO.

### 定義

この基準で使用される植物検疫用語の定義は、ISPM 5（植物検疫用語集）に記載されている。

### 要件の概要

植物検疫証明は、積荷が植物検疫に関する輸入要件を満たすことを証明するために使用され、NPPO により扱われる。輸出又は再輸出のための植物検疫証明書は、技術上の資格を有し、かつ NPPO によって正当に委任された官憲のみが発給できる。

輸出のための植物検疫証明書は通常、植物、植物生産物又はその他の規制品目が栽培若

---

<sup>1</sup> IPPC は輸出目的の「植物検疫証明書」及び再輸出目的の「再輸出のための植物検疫証明書」に言及している。この基準においてはこれらの用語を常時簡略かつ明確に使用するために、「輸出のための植物検疫証明書」と「再輸出のための植物検疫証明書」が用いられる。「植物検疫証明書」（複数形）は、両方の種類の証明書を対象とするために使用される。



しくは加工された国の NPPO によって発給される。再輸出のための植物検疫証明書は、積荷が仕向国により規制された有害動植物による寄生又は汚染のリスクにさらされておらず、その国の植物検疫輸入要件を満たし、植物検疫証明書の原本又は植物検疫証明書の認証謄本（以下「認証謄本」という。）が利用可能な場合に、再輸出国（当該物品がその性質を変えるために栽培又は加工されなかった国）の NPPO によって発給される。

NPPO は、IPPC の植物検疫証明書様式を使用するものとする。

必要とされる植物検疫情報が、植物検疫証明書の利用し得るスペースを上回る場合は、この情報について添付書類を追加することができる。

植物検疫証明書は積荷に添付するべきであり、又は郵便その他の方法で送付することができる。又は、各国間で合意された場合は、NPPO は標準化された言語、メッセージ構造及び交換プロトコルを用いた電子植物検疫証明書を利用することができる。

輸出及び再輸出のための植物検疫証明書は、有効期間が限られることがある。輸出国又は輸入国の NPPO は適切な規定を定めることができる。

植物検疫証明書の差替え、植物検疫証明書の認証謄本の作成及び植物検疫証明書への変更を行う場合は、特定の手続が取られるべきである。無効な又は不正な植物検疫証明書は受領されるべきでない。

特に再輸出国は物品の輸入のための植物検疫証明書を必ずしも必要としないが、仕向国が、特定の植物検疫措置が原産国<sup>2</sup>において適用されることを求める場合に、再輸出の状況が特別に考慮される。

---

<sup>2</sup> この基準では、特に明記されていない限り、再輸出のための植物検疫証明書発給のために規定された要件は、原産国（輸出のための植物検疫証明書を発給）、再輸出国（再輸出のための植物検疫証明書を発給）及び仕向国のみを考慮する。

## 背景

植物検疫証明書は、積荷が植物検疫に関する輸入要件を満たしていることを証明するために使用され、国際貿易で扱われる植物、植物生産物その他の規制品目のほぼ全てに適用される。植物検疫証明書は、輸入国の栽培植物、非栽培植物及び野生植物（水生植物を含む）を含む植物、生息地並びに生態系の保護に寄与する。植物検疫証明書はまた、国際的に承認された文書及び関連手続を提供することで、植物、植物生産物その他の規制品目の国際貿易を容易にする。

IPPC の第 5 条 2 (a) は植物検疫証明書の発給方法について次のとおり規定している：

植物検疫証明書の発給のための検査その他これに関連する活動は、公的な国家植物防疫機関により、又はその権限の下においてのみ行う。植物検疫証明書の発給は、技術上の資格を有し、かつ、公的な国家植物防疫機関によって正当に委任された官憲が、その機関を代表し、かつ、その権限の下で、輸入締約国の当局が当該植物検疫証明書を信頼することができる文書として信用して受領することができるような知識及び情報であって当該官憲が利用することができるものを用いて行う。

[ISPM 7 参照]

これは IPPC の 1997 年改正案が採択された 1997 年の FAO 会議において次のように明確にされている。「技術的な資格を有し、国家植物防疫機関によって正当に委任された官憲」には国家植物防疫機関の職員を含むと理解される。」この文脈における「官」とは、私企業によってではなく、政府レベルで雇用されているということの意味する。「国家植物防疫機関の職員を含む」とは、この職員は NPPO によって直接雇用された者であってもよいが、必ずしも NPPO によって直接雇用された者でなくてもよい、という意味である。

IPPC は植物検疫証明書様式の使用に関する要件についても、次のように述べている(第 5 条 3)：

締約国は、植物、植物生産物その他の規制品目の積荷であって自国の領域に輸入されるものについて、この条約の附属書に掲げる様式に合致しない植物検疫証明書を付することを要求しないことを約束する。追加記載に関するいかなる要求も、技術的に正当なものに限る。

## 植物検疫証明に関する要件

### 1. 植物検疫証明書

#### 1.1 植物検疫証明書の目的

植物検疫証明書は、植物、植物生産物若しくはその他の規制品目が輸入国の植物検疫に関する輸入要件を満たしており、認定説明文に合致することを立証するために発給される。植物検疫証明書は他の国への再輸出証明を裏付ける目的でも発給されることがある。植物検疫証明書はこれらの目的に限定して発給されるべきである。

## 1.2 植物検疫証明書の種類と書式

IPPC の附属書には、2 種類の証明書があり、輸出目的の「植物検疫証明書」（この基準の附属書 1 参照）と再輸出目的の「再輸出のための植物検疫証明書」（この基準の附属書 2 参照）<sup>3</sup>である。

輸出のための植物検疫証明書は通常、原産国の NPPO によって発給される。輸出のための植物検疫証明書は積荷について説明し、認定説明文、追加記載及び処理に関する記録を通して、その積荷が植物検疫に関する輸入要件を満たしていることを申告する。輸出のための植物検疫証明書は、ある特定の再輸出状況においては、植物検疫に関する輸入要件への適合が再輸出国によって（例、検査によって）証明される場合は、再輸出国以外の国を原産地とする植物、植物生産物その他の規制品目についても発給することができる。

再輸出のための植物検疫証明書は、積荷内の物品がその国で栽培又は性質を変化させるために加工されなかった場合で、輸出のための植物検疫証明書の原本又は認証謄本が入手可能な場合に限り再輸出国の NPPO によって発給されることができる。再輸出のための植物検疫証明書では輸出国で発給された植物検疫証明書との関連性が提供され、再輸出国で発生した可能性がある積荷に関連する病害虫リスクのあらゆる変化が考慮される。

2 種類の植物検疫証明書の発給管理手続と証明書の合法性を確保するシステムは同じである。

IPPC の第 5 条 2 (b) により、IPPC の植物検疫証明書様式は、植物検疫証明書の作成において従う標準的文言及び書式を提供する。植物検疫証明書の標準化は、文書が簡単に認識され、また重要な情報が報告されているという一貫性を確保するために必要である。NPPO は輸出のための植物検疫証明書に使う書式と再輸出のための植物検疫証明書に使う書式をそれぞれ統一し、改ざんを防止するような方法で両方の植物検疫証明書様式のサンプルを国際植物検疫ポータル (IPP) (<https://www.ippc.int>) に提示するよう奨励される。

植物検疫証明書は、紙形態又は輸入国の NPPO が認める場合は電子形態とすることができる。

電子植物検疫証明書は、認定説明文を含む紙形態の植物検疫証明書の文言とデータの電子的な証明書であり、認証された安全な電子媒体で輸出国の NPPO から輸入国の NPPO に送信される。電子植物検疫証明は、非電子的に配布される紙形態のものについて文章処理等の電子的作成を行うものではない。また、紙の証明書の電子版（例、電子メールを通して）の送信でもない。

NPPO は例えば特殊用紙、透かし模様又は特殊印刷などの、紙の植物検疫証明書の偽造

<sup>3</sup> 用語については適用範囲の脚注 1 を参照。

に対する防護措置を適用するべきである。電子証明が使用されるときにも、適切な防護措置が適用されるべきである。

植物検疫証明書は、全ての要件が満たされるとともに、輸出国又は再輸出国の NPPO によって日付が付され、署名され、証印が付されるか、又は電子証明書として完了して初めて有効になる。

### 1.3 植物検疫証明書への添付書類

植物検疫証明書に記入することが要求されている情報が同証明書の利用し得るスペースを上回る場合は、添付書類を追加することができる。添付書類の情報は、植物検疫証明書に要求される内容だけを含むべきである。添付書類の全てのページは、植物検疫証明書の番号を記載の上、植物検疫証明書に要求される方法と同じ方法で日付が付され、署名され、押印されるべきである。植物検疫証明書では、適切なセクションで全ての添付書類が言及されるべきである。添付書類が複数ページである場合は、各ページに番号が付され、植物検疫証明書上にページ番号が示されるべきである。植物検疫証明書とともに絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES) 証明書等の他の文書を積荷に添付することもできるが、かかる文書は植物検疫証明書の添付文書とみなされるべきではなく、植物検疫証明書において言及されるべきでない。

### 1.4 電子植物検疫証明書

輸入国の NPPO が認める場合は、電子植物検疫証明書を発給することができる。

電子植物検疫証明書を使用する場合は、NPPO は標準化された言語、メッセージ構造及び交換プロトコルを用いて証明書を作成するシステムを開発するべきである。付録 1 は、標準化された言語、メッセージ構造及び交換プロトコルに関する指針を提供している。

電子植物検疫証明書は以下の規定に従って利用することができる：

- 発給、送信及びセキュリティのレベルに関わる形態が輸入国の NPPO 及び該当する場合には関係するその他の国の NPPO にとって認められるものであること。
- 提供された情報が IPPC の植物検疫証明書様式と合致していること。
- IPPC に基づく植物検疫証明の目的が実現されること。
- 発給を行う NPPO の身元が適切に立証でき、かつ認証できること。

### 1.5 送信形態

植物検疫証明書はそのために発給した積荷に添付するべきである。植物検疫証明書は、輸入国の NPPO が認める場合は郵便その他の方法で個別に送付することもできる。電子植物検疫証明書の場合は、関係 NPPO の職員が直接利用できるようにするべきである。いずれの場合も、植物検疫証明書は積荷が到着次第、輸入国の NPPO が利用できるようにするべきである。

## 1.6 有効期間

積荷の植物検疫の安全性は植物検疫証明書の発給後に失われる可能性があるため、輸出国又は再輸出国の NPPO は、発給後、輸出に先立って、植物検疫証明書の有効期間を限られた期間に制限する決定を下すことができる。

輸出国及び再輸出国の NPPO は、積荷が輸出又は再輸出前に寄生又は汚染される可能性を踏まえた上で、輸出される前に状況を査定し、適切な有効期間を定めることができる。このような可能性はこん包（密封カートンか緩いこん包か）や貯蔵環境（開放か密閉か）、物品と運搬手段の種類、時期及び有害動植物の種類によって影響されることがある。有効期間が過ぎた輸出のための植物検疫証明書は、当該積荷がセクション 6.1 に規定されるすべての要件を満たしているということを条件に、再輸出のための植物検疫証明書の発給のために使用することができる。

輸入国の NPPO は植物検疫に関する輸入要件の一部として、植物検疫証明書の有効期間も規定することができる。

## 2. 発給された植物検疫証明書に講じられる措置

### 2.1. 植物検疫証明書の認証謄本

認証謄本とは、それが植物検疫証明書の原本の真正の写しであることを示す、NPPO によって証明（押印、日付及び副署）された輸出又は再輸出のための植物検疫証明書の原本の写しである。これは輸出者の要請によって発行されうる。これは原本に替わるものではない。このような写しは主として再輸出の目的に用いられる。

### 2.2 植物検疫証明書の差替え

植物検疫証明書は、輸出者の要求により既に植物検疫証明書が発給された積荷について差し替えられることがある。これは例外的状況（例、発給された植物検疫証明書の損傷；住所、仕向国又は搬入地点の変更；情報の紛失又は誤り）においてのみ実施されるべきであり、差し替えられる植物検疫証明書を発給した国の NPPO によって実行されるべきである。

いずれの場合も、発給する NPPO は輸出者に対し、その積荷について既に発給された植物検疫証明書の原本及び認証謄本の全てを返却するよう要求するべきである。

植物検疫証明書の差替えに関するその他の要件は次のものを含む：

- 差替えのために返却された植物検疫証明書は、発給国の NPPO に保管され、無効化されるべきである。新しい植物検疫証明書には、差し替えられる証明書の番号と同じ番号を付してはならない。最初の証明書の番号は再使用されるべきでない。
- 過去に発給された植物検疫証明書を返却することができず、その注意と管理が（例えば紛失したり、別の国にあつたりするために）当該 NPPO から離れた時は、当

該 NPPO は差替え証明書の発行が適切であるという決定を下すことができる。新しい植物検疫証明書には差し替えられる植物検疫証明書と同じ番号を付してはならず、「この証明書は[日付を挿入]発行の植物検疫証明書番号[番号を挿入]に代わるものであり、当該証明書を無効にする」という追加記載を含めることによってその証明書に言及するべきである。

### 2.3 植物検疫証明書に対する変更

変更は、植物検疫証明書の有効性に不確実性が生じる可能性があるため避けられるべきである。ただし、変更が必要な場合は、変更は発給する NPPO によって、植物検疫証明書の原本についてのみ行われるべきである。変更は最小限であるべきであり、発給する NPPO によって押印され、日付を付され、副署されるべきである。

## 3. 輸入国及び植物検疫証明書を発給する NPPO に関する考察

輸入国の NPPO は規制品目についてのみ植物検疫証明書を要求することができる。これらは通常、植物及び植物生産物であるが、植物検疫措置が技術的に正当であると認められる空の容器、車両及び植物以外の生物等の品目が含まれることもある。

輸入国の NPPO は、規制有害動植物が侵入する可能性がない地点で加工された植物生産物又は植物検疫措置を要求しない他の品目に関し、植物検疫証明書を要求してはならない（IPPC 第 6 条 2 及び ISPM 32（*病害虫リスクに従った物品の分類*）を参照）。

植物検疫証明書を要求する技術的正当性について輸入国と輸出国との間で意見の相違がある場合は、NPPO は二国間で協議するべきである。植物検疫証明書に関する要件は透明性、無差別、必要性及び技術的正当性の原則を尊重するべきである（ISPM 1（*国際貿易における植物の保護及び植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則*）を参照）。

### 3.1 受領できない植物検疫証明書

輸入国の NPPO は、無効である又は不正なものであると判断した植物検疫証明書を受領してはならない。主張を受けた発給国の NPPO は、ISPM 13（*不適合及び緊急行動の通報に関する指針*）に記載される受領できない又は疑わしい植物検疫証明書について、できる限り早く通知されるべきである。輸入国の NPPO が植物検疫証明書を受領できない可能性を疑う場合は、植物検疫証明書の有効性又は無効性を判断するに当たって輸出国又は再輸出国の NPPO に迅速な協力を要求することができる。輸出国又は再輸出国の NPPO は、その植物検疫証明書に高い水準の信頼性があることを確保するために、必要に応じて是正行動をとるべきであり、また、植物検疫証明書の発給システムを見直すべきである。

#### 3.1.1 無効な植物検疫証明書

植物検疫証明書は、例えば以下の場合には無効になる：

- 情報が不完全又は不正確である
  - 虚偽又は誤解を招く情報を含む
  - 相反する又は矛盾する情報が含まれている
  - 植物検疫証明書様式に合致しない文言又は情報が使用されている
  - 委任されていない個人により情報が追加されている
  - 認可されていない（押印、日付又は副署がない）変更又は削除が含まれている
  - 再輸出のための認証謄本として使用される場合を除き、有効期限が切れている
  - 判読することができない（例、悪筆、損傷）
  - 認証されていない写しである
  - （電子植物検疫証明書について）NPPO によって認可されていない送信形態により送信される
  - 輸入が禁じられている植物、植物生産物及び他の規制品目の植物検疫証明である。
- これらは植物検疫証明書を拒否する、又は追加情報を要求する理由ともなる。

### 3.1.2 不正な植物検疫証明書

不正な植物検疫証明書には、主として次のものを含む：

- 認可されていない書式で発給されている
- 発給国の NPPO によって日付が付されず、証印が付されず、署名されていない
- 委任された官憲でない個人によって発給されている。

不正な植物検疫証明書は無効である。植物検疫証明書を発給する国の NPPO は、改ざんに対する防護措置を持つべきである。電子的な植物検疫証明の場合は、改ざん防護措置は電子証明メカニズムの要素である。不適合の通知を受けた時は、輸出国の NPPO は是正行動をとるべきである。

### 3.2 植物検疫証明書の作成及び発給に関する植物検疫輸入要件

輸入国は、植物検疫証明書の作成及び発給に関して守られるべき植物検疫輸入要件を頻繁に明確にする。輸入国が要求できるものの事例には、次のものを含む：

- 植物検疫証明書が特定の言語又は輸入国が挙げている言語の 1 つ（ただし、FAO の公式言語の 1 つ、できれば英語を認めることが奨励される）で記入されること
- 検査又は処理後から発給までの可能な期間、及び植物検疫証明書の発給後輸出国から積荷が発送されるまでの期間
- 植物検疫証明書がタイプ打ち、又は判読可能な大文字での手書きで記入されること（その言語で可能な場合）
- 積荷明細その他申告数量に用いられる測定単位。

#### 4. 植物検疫証明書の作成及び発給に関する個別考察

植物検疫証明書は、技術上の資格を有し、かつ、NPPO によって正当に委任された官憲によってのみ発給される。

植物検疫証明書は、植物検疫輸入要件が満たされていることが NPPO が確信した場合にのみ発給されるべきである。

植物検疫証明書にはそれぞれが関連する積荷を明確に特定するための必要な情報が記載されているべきである。

植物検疫証明書は、植物検疫問題に関連する情報のみを含むべきである。それらは、動物又は人間の健康問題、残留農薬、放射能、取引情報（例、信用状）又は品質といった、植物検疫に関しない要件に関連する記述を含んではならない。

植物検疫証明書と植物検疫証明に関係しない文書（例、信用状、船荷証券、CITES 証明書）間の相互参照を円滑にするために、相互参照を必要とする関連文書の識別コード、記号又は番号と当該証明書を関連付ける覚書を、植物検疫証明書に添付することができる。このような覚書は、必要な時のみ使われるべきであり、植物検疫証明書の一部とみなされるべきでない。

植物検疫証明書は全てのセクションが記入されるべきである。記入されていない場合は、認可されていない追加を防止するために、「None（なし）」という用語を記入するか、若しくは当該行を記入できないようにするか、又は当該セクション全体に線を引くべきである。

積荷の再輸出に関しては、再輸出国の NPPO が、仕向国の植物検疫輸入要件に適合することを確保するため、原産国からの特定の情報を必要とする場合がある。しかしながら、これは輸出のための植物検疫証明書では利用できないことがある（例、輸出のための植物検疫証明書に追加記載のための特定情報自体がない、又は輸出のための植物検疫証明書そのものが再輸出国への輸入時に要求されなかった場合）。このような場合において、再輸出国内で仕向国の特定の植物検疫に関する輸入要件を満たすことができない場合は、再輸出のための植物検疫証明書は発給すべきでない。しかしながら、原産国の NPPO は、以下のとおり、その後の再輸出の手続を支援する場合がある：

- 輸出のための植物検疫証明書が再輸出国によって要求されている場合、原産国の NPPO は、再輸出国又は輸出者の要請に応じて、再輸出国が要求する情報に加えて植物検疫情報（例、生育期検査の結果など）を提供することができる。そうした情報は、再輸出のための植物検疫証明書の発給に必要な場合がある。この情報は「追加の公的植物検疫情報」という小見出しで追加記載欄に追加されるべきである（セクション 5 参照）。
- 輸出のための植物検疫証明書が再輸出国によって要求されていない場合であっても、原産国の NPPO は、輸出者からの要請に応じて、輸出のための植物検疫証明



書を発給することができる。これは、その他の国へ再輸出しようとしている積荷について再輸出のための植物検疫証明書の発給に必要な追加の植物検疫情報を提供するためのものになるだろう。

上記のいずれの場合も、再輸出国は、セクション 6 に規定の再輸出状況の考察に適切に対処すべきである。

植物検疫証明書は、発送前に発給されるべきである。しかしながら、次の条件で積荷の発送後に発給することができる：

- 積荷の植物検疫上の安全性が保証されていること、及び
- 輸出国の NPPO が積荷の発送前に、植物検疫輸入要件を満たすのに必要なサンプリング、検査及び処理を行うこと。

これらの基準が満たされない場合は、植物検疫証明書は発給されるべきでない。

植物検疫証明書が発送後に発給される場合であって、輸入国によって要求された場合は、検査日は追加記載欄に示されるべきである。

## 5. 輸出のための植物検疫証明書のセクションの記入に関する指針と要件

輸出のための植物検疫証明書のセクションの記入に関する情報は次のように規定される：

[太字の見出しは、証明書様式のセクションに言及している。附属書 1 の様式参照]

### **番号** \_\_\_\_\_

輸出のための植物検疫証明書はそれぞれ、固有の識別番号を与えられるべきである。これは積荷の追跡を可能にし、監査を容易にし、記録保持に役立つ。

### \_\_\_\_\_の植物防疫機関

輸出のための植物検疫証明書の発給国の名称は、NPPO の名称と共にここで記入されるべきである。

### **宛先：** \_\_\_\_\_の植物防疫機関

輸入国の名前はここで記入されるべきである。トランジット国及び輸入国が、輸出のための植物検疫証明書の必要性を含む特定の植物検疫に関する要件を有する場合は、両方の国名を記入した上で、どちらがトランジット国かが示されるべきである。各国の植物検疫に関する輸入要件又はトランジット要件が守られ、また適切に示されるように注意すべきである。積荷が輸入され、その後別の国へ再輸出される場合は、両国の植物検疫輸入要件が守られていることを条件として輸出国の NPPO が両国の国名（つまり、再輸出国及び仕向国）を記入することができる。

-----

## I. 積荷明細

### 輸出者の氏名及び住所： \_\_\_\_\_

この情報は、輸出国の NPPO による追跡及び監査を容易にするために積荷の出所を特定するものである。輸出者の住所は輸出国に所在するべきである。外国に住所を有する国際企業が輸出者である場合は、現地の輸出者の代理人又は荷送人の氏名及び住所が使用されるべきである。

### 申告された荷受人の氏名及び住所： \_\_\_\_\_

記入された氏名及び住所は、輸入国の NPPO が荷受人の身元を確認できるように、また必要に応じて不適合輸入が追跡できるようにここで十分詳細に記入されるべきである。荷受人が不明の場合は、輸入国の NPPO が用語の使用を許可し、これに伴うリスクを認めることを条件として、「To order (指定による)」を用いることができる。輸入国は住所を輸入国内の場所にすることを要求することができる。

### こん包の数及び明細： \_\_\_\_\_

こん包の数とその明細が含まれるべきである。このセクションには、輸入国の NPPO が輸出のための植物検疫証明書とそれに対応する積荷を関連付けることができるように十分な詳細が含まれるべきである。一部の事例（例、穀物やばら積みの材木）では、輸送コンテナ及び/又は鉄道車両はこん包とみなされることがあり、その数（例、10 コンテナ）が含まれる。ばら積み輸送の場合は、「in bulk (ばら積みで)」という用語を使うことができる。

### 識別記号： \_\_\_\_\_

こん包に付けられる識別記号（例、ロット番号、連番又は商標番号）及び運搬機関の識別番号又は名前（例、コンテナや鉄道車両の識別番号又はばら積み輸送の場合は船舶名）は、それが積荷の特定に必要な場合は含まれるべきである。

### 原産地： \_\_\_\_\_

原産地とは、物品が栽培又は生産された場所であって、したがって仕向国により規制された有害動植物によって寄生又は汚染されていた可能性のある場所をいう。全ての場合において原産国が明記されるべきである。各国は、有害動植物無発生地域、有害動植物無発生生産地、又は有害動植物無発生生産用地の名称又は記号を明記することを要求することができる。有害動植物無発生地域、有害動植物無発生生産地又は有害動植物無発生生産用地の詳細は、追加記載欄に記載してもよい。

物品が原産地から再こん包又は保管された新たな場所に移動され、したがって仕向国によって規制された有害動植物によって起こりうる寄生又は汚染されていた可能性がある場合には、この新たな場所も原産地欄に記載されなければならない。同様に、物品が原産地から加工又は処理が行われた新たな場所に移動され、それにより起こりうる寄生又は汚染が除去されている場合には、この新たな場所も、原産地欄に記載されなければならない。そうした場合には、それぞれの国及び場所が、必要に応じて、例えば「輸

出国名（原産国名）」のように、括弧書きで最初の原産地が申告されるべきである。

植物がある国に輸入され、又は国内で移動し、その後ある特定の期間（関係物品により異なるが、通常 1 回の生育期間以上）栽培された場合、これらの植物はその原産国又は原産地が変わったとみなしてもよい。ただし、それらに関連する病害虫リスクは、そのさらに栽培されるその国又は場所によってのみ影響を受けることを条件とする。

ある積荷の中の異なるロットが、異なる場所又は国に由来する場合は、全ての国及び必要に応じて全ての場所が示されるべきである。このような場合には、追跡に役立てるために、例えば記録が保管されている輸出会社等、追跡を行う上で最も関連性のある場所を特定することができる。

**申告された輸送方法： \_\_\_\_\_**

このセクションは、積荷が証明国を出国する際に、どのように輸送されるかに言及する。「海上船舶」、「小型船」、「航空機」、「陸上」、「トラック」、「鉄道」、「郵便」及び「手荷物」等の用語を使うことができる。分かる場合は、船舶の名前及び航海番号又は航空機の便名が含まれる。輸送方法は一般的に、輸出者によって申告される。多くの場合、これは輸出のための植物検疫証明書の発給後に直接利用される最初の輸送方法のみである。積荷は、例えば船舶からトラックに積み替えられるコンテナなど、頻繁に輸送方法を変えることができる方法で移動する。識別記号によって積荷が特定される場合、最初の輸送方法を申告するだけで十分である。その場合は、これは必ずしも輸入国に到着した時に使用された輸送方法とは限らない。

**申告された搬入地点： \_\_\_\_\_**

これは、仕向国における最初の到着地点であり、地名が分からない場合は国名が記入される。積荷が別の国を通過する時に、そのトランジット国がトランジットされる積荷について植物検疫に関する要件を規定している場合は、この記録が必要になることがある。トランジット国の搬入地点を、不明な場合は国名を括弧内に記入するべきである。搬入地点は、輸出のための植物検疫証明書の発給時に輸出者が申告する。この搬入地点は様々な理由で変更される可能性があり、申告された搬入地点以外の場所での入国は、通常は不適合の根拠とはみなされない。ただし、輸入国の NPPO が植物検疫に関する輸入要件の中で搬入地点を規定する場合は、そのような特定の搬入地点の一つを申告し、積荷はこの地点を通過して入国するべきである。

**生産物の名称及び申告された数量： \_\_\_\_\_**

このセクションは、輸入国の NPPO がその積荷の内容を確認できるように、物品を十分に説明しており、植物、植物生産物その他の規制品目の名称、単位及び数量を可能な限り正確に含むべきである。識別を容易にするために国際コード（例、関税コード）を使用することができる。また、国際的に認められた単位や用語（例、メートル法）が使用されるべきである。異なる植物検疫に関する輸入要件を異なる予定される用途（例、繁殖に対比する消費）又は加工程度（例、乾燥に対比する生鮮）に適用することができる。

るため、予定される用途又は加工の程度が特定されるべきである。商品名、大きさその他の商業用語を記入するべきでない。

**植物学名：** \_\_\_\_\_

ここで記入される情報は、少なくとも属レベルの、できれば種レベルの認められている学名を使用することにより、植物及び植物生産物を特定するべきである。

一定の規制品目及び貯蔵飼料といった複雑な成分を有する生産物については、学名を記載することができない可能性がある。このような場合には、輸入国及び輸出国の NPPO は、適切な共通名称について合意することができ、又は「Not applicable (非適用)」若しくは「N/A (非適用)」を記入すべきである。

**認定説明文**

上記の植物、植物生産物その他の規制品目が、適切な公的手続に従って検査され、又は検定されたものであること、及び輸入締約国が特定する検疫有害動植物に侵されておらず、かつ、規制非検疫有害動植物に対する措置等の輸入締約国の現行植物検疫要件に適合すると認められるものであることを証明する。

その他の有害動植物に実質的に侵されていないものとみなす。\* [\*選択条項]

多くの場合、特定の植物検疫に関する輸入要件が存在し、又は規制有害動植物が特定されており、輸出のための植物検疫証明書上の認定説明文が植物検疫に関する輸入要件への適合性を証明するために使用される。

植物検疫に関する輸入要件が具体的でない場合は、輸出国の NPPO は同国によって植物検疫上問題があると考えられるあらゆる有害動植物に関する積荷の一般的植物検疫状態を証明することができる。

輸出国の NPPO は、輸出のための植物検疫証明書に選択条項を含めることができる。輸入国の NPPO は、選択条項の追加を要求することはできない。

「適切な公的手続」は、植物検疫証明の目的のために NPPO 又は NPPO に委任された個人によって実行される手続のことである。当該手続は、適当な場合には ISPM に適合するべきである。輸入国の NPPO は、関連する ISPM を考慮に入れて、この手続を規定することができる。

「検疫有害動植物に侵されていないと認められる」は、植物検疫手続の適用によって発見することができる数又は量の有害動植物が存在しないことを意味する。これは全ての場合において全く存在しないと解釈されてはならず、むしろ検疫有害動植物はその発見又は除去に使用される手続に基づき、存在しないと信じられるべきである。植物検疫手続は、本来、不確実性と変動性を含んでおり、有害動植物が発見されない又は除去されないという一定の確率が含まれていることを認識するべきである。この不確実性及び確率は、適切な手続を規定する際に考慮されるべきである。

放射線照射処理が用いられた場合、生きた状態の対象有害動植物が積荷中に存在するこ

とがある。当該処理が ISPM 18（植物検疫措置としての放射線照射の使用に関する指針）に従って適用されており、要求されるレスポンスを得るために適切な処理が行われた場合は、生きた状態の対象有害動植物の発見は不適合とみなされないため、認定説明文のこの部分の有効性は損なわれない。

輸入国が定める「植物検疫に関する要件」は、有害動植物の侵入及び/又はまん延を防止するために満たされるべき、公的に規定された条件である。植物検疫に関する輸入要件は、輸入国の NPPO によって、法令、規則又は別の方法（例、輸入許可証、二国間協定その他取決め）によって事前に規定されるべきである。

「輸入締約国」は IPPC に加盟した政府を意味する。

---

## II. 追加記載

追加記載は、規制有害動植物及び規制品目に関して積荷に係る特定の追加情報を提供する。追加記載は最小限にすべきであり、また簡潔であるべきである。輸入国の NPPO は、追加記載の必要性について常に検討を行うべきであり、輸出のための植物検疫証明書の認定説明文に既に含まれるものと類似した必要文言のある追加記載を要求してはならない。追加記載の文章は植物検疫規則、輸入許可証又は二国間協定の中に明記してもよい。処理は、輸出のための植物検疫証明書のこのセクションではなく、セクション III に示されるべきである。

追加記載は輸入国の NPPO が要求した、又は今後の植物検疫証明のために輸出者が要求した特定の植物検疫情報に限られるべきであり、認定説明文又は処理欄に記載される情報を繰り返すべきでない。植物検疫に関する輸入要件が複数の代替措置を許可する場合は、輸出国の NPPO はどの選択肢が適用されたかを追加記載に明記するべきである。

付録 2 は、しばしば輸入国の NPPO から要求される様々な種類の追加記載について文章の例を提供している。NPPO がある追加記載を要求すること又は提供することを必要とみなす場合は、NPPO は付録 2 で提供されている標準的文言を使用することが奨励される。

輸入国によって輸入許可証が要求されている場合は、相互参照のために輸入許可証番号をここで記入してもよい。

積荷の発送後に輸出のための植物検疫証明書が発給される場合で、輸入国が要求する場合は、このセクションに検査の日付を追加するべきである（セクション 4 の適用条件も参照）。

再輸出等の今後の植物検疫証明のために追加の公的植物検疫情報が含まれる場合は（セクション 4 を参照）、当該情報はこのセクションに記載されるべきである。この情報は輸入国によって要求される追加記載と明確に区別されるべきであり、「追加の公的植物検疫情報」の小見出しを追加してその下に記入されるべきである。

---

### III. 駆除及び/又は消毒の処理

次のように記入すること：

#### 日付

積荷に処理が適用された日付。月、日及び年が混同しないように、月は略さずに表記されるべきである。

#### 処理

積荷に適用された処理の方法（例、熱処理、放射線照射）。

#### 薬品（有効成分）

処理において適用された薬品の有効成分。

#### 処理時間及び温度

処理期間と処理時の温度。

#### 濃度

適用された処理の濃度及び用量。

#### 追加情報

関連する全ての追加情報。

示される処理は、輸入国で認められるものに限定されるべきであり、植物検疫に関する輸入要件を満たすために輸出国の NPPO の監督下又は権限の下に輸出国において行われる、又は（トランジットの場合は）開始されるべきである。

放射線照射処理については、ISPM 18 の規定を考慮すべきである。

---

#### 機関印

輸出のための植物検疫証明書には発給国の NPPO が特定する公的な証印が含まれるべきである。輸出国の NPPO は通常、同じ国内で統一された証印を使用すべきである。これは書式の記入が終わった後で権限を与えられた官憲が付記すべきであるが、輸出のための植物検疫証明書に印刷することもできる。証印が必須情報を見えにくくしないことを確保するため、注意が払われるべきである。

#### 権限のある官憲名、日付及び署名

権限を与えられた官憲の氏名は、印刷、タイプ打ち、押印、又は（可能な言語の場合は）判読可能な大文字での手書きで記載されなければならない。日付もまた印刷、タイプ打ち、押印、又は（可能な言語の場合は）判読可能な大文字での手書きで記載されなければならない。月、日及び年が混同されないように月は略さずに記載されるべきである。

輸出のための植物検疫証明書のセクションは事前に記入することができるが、日付は発給日を記載するべきである。輸出国の NPPO は輸入国の NPPO の要求があり次第、委任された官憲の署名の信ぴょう性を確認できるべきである。輸出のための植物検疫証明書は正当に記入されて初めて署名される。

電子植物検疫証明書が発給される場合は、証明のデータは発給国の NPPO によって認証されるべきである。この認証手続は、委任された官憲の署名又は証印に相当する。認証された電子証明データは、記入済みの紙の文書の、輸出のための植物検疫証明書に相当する。

### 財政責任声明

輸出のための植物検疫証明書に財政責任声明を記載するかどうかは任意であり、輸出国の NPPO の裁量による。

## 6. 再輸出の状況に関する考察

### 6.1 再輸出のための植物検疫証明書の発給に関する考察

再輸出のための植物検疫証明書（附属書 2 の様式参照）は、認定説明文をカバーする文言を除いて輸出のための植物検疫証明書（附属書 1 の様式参照）と同じである。再輸出のための植物検疫証明書上の認定説明文において、再輸出国の NPPO は、該当する記入欄にチェックマークを記入することにより、植物検疫証明書の原本又は認証謄本が再輸出国の植物検疫証明書に添付されているかどうか、積荷が再こん包されたかどうか、容器が当初のものであるか新しいものか、及び追加検査が実施されたかどうかを示す。

積荷がある国に輸入され、その後別の国に再輸出される場合は、再輸出国の NPPO は輸出者の要請に応じて、以下の全ての要件を満たす場合にのみ、再輸出のための植物検疫証明書を発給することができる：

- 再輸出のための積荷のすべての植物、植物生産物又はその他の規制品目は、輸入されているものである。
- 再輸出のための積荷のすべての植物、植物生産物又はその他の規制品目が、輸出のための植物検疫証明書原本 1 通（又は複数の植物検疫証明書）又は認証謄本（又は複数の認証謄本）によりカバーされ、これが添付される。
- 再輸出のための積荷の植物、植物生産物又はその他の規制品目は、再輸出国で、栽培又は加工してその性質を変えていない<sup>4</sup>。
- 積荷は、仕向国によって規制された有害動植物に寄生又は汚染されていない。

---

<sup>4</sup> 植物、植物製品又はその他の品目がその性質を変えるために加工されたかどうかを判断する決定的な基準は、仕向国の植物検疫輸入要件で使用されている分類である。未加工の物品と加工された物品の植物検疫輸入要件が同じであれば、再輸出のための植物検疫証明書が発行される場合がある。

上記の要件に加えて、NPPO は、仕向国の植物検疫輸入要件が満たされていることを確信した場合にのみ、再輸出のための植物検疫証明書を発給するべきである。

### 6.1.1 仕向国の植物検疫輸入要件の審査

再輸出のための植物検疫証明書発給前に、NPPO は最初に仕向国の植物検疫輸入要件を充足できるかどうかを審査し、判断すべきである。

再輸出国には、仕向国によるいくつかの植物検疫輸入要件（例、生育期検査、土壌検定）を満たすことができない場合がある。しかしながら、再輸出国は、以下の場合には輸出のための植物検疫証明書を発給する場合がある：

- 当該要件への適合に関する特定の情報が原産国によって輸出のための植物検疫証明書上に申告されていた場合；又は
- 再輸出国が仕向国の植物検疫に関する輸入要件と同等であるとみなされる代替植物検疫行動（追加検査、検定、処理等）を実行可能である場合。

### 6.1.2 積荷の再こん包、積替、保管、分割又は結合

再輸出のための植物検疫証明書は、積荷の再こん包、積替、保管、分割又は他の輸入された積荷との結合があった場合、それが仕向国によって規制された有害動植物による寄生又は汚染にさらされていなければ、発給される場合がある。寄生又は汚染のリスクが特定される場合には、積荷が、仕向国によって規制された有害動植物により寄生又は汚染されていないことを確認するために、追加検査又は検定が実施されるべきである。

積荷が分割され、その結果として積荷が1つの国又は複数国に個別に再輸出される場合は、当該積荷の全てに、再輸出のための植物検疫証明書及び輸出のための植物検疫証明書原本の認証謄本が添付されるべきである。

輸入された積荷が結合される場合には、輸出のための植物検疫証明書原本又はその認証謄本は、再輸出のための積荷の一部を形成する全ての規制品目について利用可能でなければならない。それらすべての品目は、仕向国の植物検疫輸入要件を充足しなければならない。

### 6.1.3 一般考察

再輸出のための植物検疫証明書の発給により、再輸出国の NPPO は、再輸出国における積荷の取扱（例、分割、結合、再こん包、再積込、保管）に関して、仕向国に保証を提供している。

再輸出のための植物検疫証明書の追加記載は、必要な場合は、再輸出国の NPPO の活動に基づくべきである。植物検疫証明書の原本又は認証謄本の追加記載は、再輸出のための植物検疫証明書に転記されるべきでない。



再輸出のための植物検疫証明書は正当に記入されて初めて署名される。

輸出のための植物検疫証明書原本又はその認証謄本は、再輸出のための植物検疫証明書とともに積荷に添付されるべきである。

積荷が複数回再輸出される場合には、すべての再輸出のための植物検疫証明書原本又はその認証謄本もまた積荷に添付すべきである。再輸出のための植物検疫証明書の認定説明文に示された植物検疫証明書番号は、最新の再輸出国の NPPO が発給した植物検疫証明書の番号でなければならない。

## 6.2 特定再輸出事例における輸出のための植物検疫証明書に関する考察

再輸出のための植物検疫証明書の発給に関してセクション 6.1 に規定された要件のうち 1 つ以上を満たせない場合、再輸出のための植物検疫証明書を発給すべきでない。

その代わり、再輸出国の NPPO は、輸出者の要請に応じて、検査、検定、処理又は別の適切な植物検疫行動を実施することができ、NPPO が仕向国の植物検疫輸入要件を満たしていると確信する場合には、それは輸出のための植物検疫証明書を発給することができる。原産国は、なお輸出のための植物検疫証明書の原産地欄に、括弧を付けて示されるべきである。

再輸出国の NPPO は、輸出のための植物検疫証明書を完成させるために使用された情報を含む場合は、植物検疫証明書の原本又はその認証謄本を添付することができる。この場合、再輸出国が満たすことができない仕向国の植物検疫輸入要件（例、生育期検査、土壌検定）への適合を証明するために、輸出のための植物検疫証明書の追加記載欄において証明書の番号を引用する場合がある。

## 6.3 再輸出状況に関する他の考察

再輸出が定期的に発生する場合、又は始まる場合は、再輸出国及び仕向国双方の植物検疫輸入要件を満たすための適切な手続について原産国の NPPO と再輸出国の NPPO 間で同意することができる。これには再輸出国が仕向国の植物検疫輸入要件に従って積荷を証明するために必要な保証を提供する、原産地が実施する植物検疫行動（例、生育期検査、土壌検定）に関する、各 NPPO 間の文書交換が含まれる。

## 7. トランジットに関する考察

積荷がある国を経由してトランジット中である場合は、トランジット国に対するリスクが特定されない限り、トランジット国の NPPO は関与しない（ISPM 25（トランジット中の積荷））。

積荷の植物検疫上の安全性がトランジット中に損なわれた場合、及びトランジット国の NPPO が関与するよう要請された場合は、NPPO は本基準の規定に従って輸出のための植物検疫証明を行うことができる。

トランジット中の輸送手段の変更、又は1回の輸送での2つ以上の積荷の輸送は、積荷の植物検疫上の安全性が損なわれる場合を除き、植物検疫証明書を発給する理由とみなされるべきでない。

輸入国は、特定のリスクが確認された場合、トランジットでその他の国を通過して移動される積荷の輸入のため、輸出国に向けた特定の植物検疫輸入要件（例、封印の要求や特定のこん包）を有することができる。

この附属書は本基準の規定部分である。

## 附属書 1：輸出のための植物検疫証明書様式

[原本は IPPC に付属]

番号 \_\_\_\_\_

植物防疫機関 \_\_\_\_\_

植物防疫機関 \_\_\_\_\_ あて

### I. 積荷明細

輸出者の氏名及び住所： \_\_\_\_\_

申告された荷受人の氏名及び住所： \_\_\_\_\_

こん包の数及び明細： \_\_\_\_\_

識別記号： \_\_\_\_\_

原産地： \_\_\_\_\_

申告された輸送方法： \_\_\_\_\_

申告された搬入地点： \_\_\_\_\_

生産物の名称及び申告された数量： \_\_\_\_\_

植物学名： \_\_\_\_\_

上記の植物、植物生産物その他の規制品目が、適切な公的手続に従って検査され、又は検定されたものであること、及び輸入締約国が特定する検疫有害動植物に侵されておらず、かつ、規制非検疫有害動植物に対する措置等の輸入締約国の現行植物検疫要件に適合すると認められるものであることを証明する。

その他の有害動植物に実質的に侵されていないものとみなす。\*

### II. 追加記載

[ここに文章を記入]

### III. 駆除及び/又は消毒の処理

日付 \_\_\_\_\_ 処理 \_\_\_\_\_ 薬品（有効成分） \_\_\_\_\_

処理時間及び温度 \_\_\_\_\_

濃度 \_\_\_\_\_

追加情報 \_\_\_\_\_

発行地 \_\_\_\_\_

(機関印) 権限のある公務員名 \_\_\_\_\_

日付 \_\_\_\_\_

(署名)

\_\_\_\_\_ (植物防疫機関名) 又はその公務員若しくは代表者は、この証明書に関していかなる財政的責任を負うものではない。\*

\* 選択条項

この附属書は本基準の規定部分である。

## 附属書 2：再輸出のための植物検疫証明書様式

[原本は IPPC に付属]

植物防疫機関 \_\_\_\_\_ 番号 \_\_\_\_\_  
 (再輸出締約国)  
 植物防疫機関 \_\_\_\_\_ (輸入締約国) あて

### I. 積荷明細

輸出者の氏名及び住所: \_\_\_\_\_  
 申告された荷受人の氏名及び住所: \_\_\_\_\_  
 こん包の数及び明細: \_\_\_\_\_  
 識別記号: \_\_\_\_\_  
 原産地: \_\_\_\_\_  
 申告された輸送方法: \_\_\_\_\_  
 申告された搬入地点: \_\_\_\_\_  
 生産物の名称及び申告された数量: \_\_\_\_\_  
 植物学名: \_\_\_\_\_

上記 \_\_\_\_\_ の植物、植物生産物その他の規制品目が、この証明書に添付する植物検疫証明書番号 \_\_\_\_\_ (\*原本口、認証謄本口) により証明され、 \_\_\_\_\_ (原産地締約国) から \_\_\_\_\_ (再輸出締約国) に輸入されたものであること、そのままの口、新たな口容器に、包装口、再包装口され、さらに検疫証明書原本口及び追加の検査口に基づいて輸入締約国の現行の植物検疫要件に適合すると認められるものであること、並びに \_\_\_\_\_ (再輸出締約国) における貯蔵中その積荷が有害動植物の寄生又は感染の危険を被っていないことを証明する。

\* 適当する口内に✓印を記入する。

### II. 追加記載

[ここに文章を記入]

### III. 駆除及び/又は消毒の処理

日付 \_\_\_\_\_ 処理 \_\_\_\_\_ 薬品 (有効成分) \_\_\_\_\_  
 処理時間及び温度 \_\_\_\_\_  
 濃度 \_\_\_\_\_  
 追加情報 \_\_\_\_\_

発行地 \_\_\_\_\_  
 (機関印) 権限のある公務員名 \_\_\_\_\_  
 日付 \_\_\_\_\_ (署名)

\_\_\_\_\_ (植物防疫機関名) 又はその公務員若しくは代表者は、この証明書に関していかなる財政的責任を負うものではない。 \*\*

\*\* 選択条項

この付録は 2014 年 4 月の第 9 回植物検疫措置に関する委員会によって採択された。

この付録は参照目的だけのためのものであり、本基準の規定部分ではない。

## 付録 1：電子植物検疫証明書、XML 標準スキーマに関する情報及び交換メカニズム（2014）

### 序論

電子植物検疫証明書は紙形態の植物検疫証明書と同等の電子的な証明書であり、輸入国の国家植物防疫機関（NPPO）によって認められる場合に使用することができる。電子植物検疫証明書が輸出国又は再輸出国の NPPO によって発給されるとき、輸入国の NPPO が直接利用できるようにするべきである。

この基準にある要件及び手続は全て、電子植物検疫証明書に適用される。

電子植物検疫証明書を使用する時は、NPPO は拡張可能なマークアップ言語（XML）、標準化されたメッセージ構造と内容及び標準化された交換プロトコルを使用した電子植物検疫証明書の発給、送信及び受領のためのシステムを開発するべきである。

この付録はそれらの要素に関する指針を提供し、IPPC ウェブサイト上にあるページ<sup>5</sup>に言及する。このページには、この付録の中に含まれる情報に関し、更なる詳細へのリンク—IPPC 並びに外部のウェブサイト及び文書—を提供する。これらのリンクは文章の中で「リンク 1」、「リンク 2」等といった形で言及される。

システムは、電子植物検疫証明書を作成するための以下の調和のとれた要素を含むべきである。

### 1. XML メッセージ構造

NPPO は電子植物検疫証明データの交換のためにワールドワイド・ウェブ・コンソーシアム（WC3）の XML（リンク 1）を使用すべきである。

植物検疫 XML メッセージ構造は貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センター（UN/CEFACT）の衛生及び植物検疫（SPS）XML スキーマ（リンク 2）及び XML スキーマにおいて植物検疫証明データを置くべき場所を示す XML データマッピングに基づく。

植物検疫 XML データマッピングは、輸出のための電子植物検疫証明書（リンク 3）及び再輸出のための電子植物検疫証明書（リンク 4）の作成を可能にする。

### 2. XML スキーマの内容

植物検疫証明データの自動的な電子通信及び処理を促進するため、NPPO は、電子植物

---

<sup>5</sup> <http://www.ippc.int/en/ephyto/ephyto-technical-information/>

検疫証明書用 XML メッセージに関連したデータ要素のための標準化された（調和のとれた）用語、コード及び文章を使用することが奨励される。

適切なコードが利用できるときは、自由な（すなわち標準化されていない）文章の使用は制限されるべきである。

日付及び国名には調和のとれた文章が利用可能であり、自由な文書は必要とされないと見込まれる。

植物及び有害動植物の学名、積荷明細、処理、追加記載及び搬入地点には、調和のとれた用語、コード及び文章の広範囲に及ぶリストが開発されており利用可能になる。適切な用語、文章又は値がリストにない場合は、自由な文章が挿入され得る。

調和のとれた用語のリストを維持し、更新するための手続は開発中であり、IPPC のウェブサイト<sup>5</sup>に掲載される。NPPO はこの手続を使用して新たな調和のとれた用語に関する提案を提出することを要求されるだろう。

上記以外のデータ要素については、調和のとれた用語及び文章は不要であり、それゆえ自由な文章が入力されうる。

XML メッセージ内のデータ要素に入力されるべき情報の更なる詳細については以下のセクションで提供される。

## 2.1 国名

国名（すなわち原産国、輸出国、再輸出国、トランジット国及び仕向国）は、国際標準化機構（ISO）の 2 文字の国名コード（リンク 6）を使用することが奨励される。

## 2.2 植物及び有害動植物の学名

積荷の植物、植物生産物が由来する植物及び規制有害動植物の学名については、学名データベース（リンク 7）を使用することが奨励される。

## 2.3 積荷明細

物品の種類及びこん包の種類は、積荷明細に含まれるべきである。物品は IPPC 物品専門用語集（リンク 8）を使用して記述することが奨励される。こん包の種類もまた、国連欧州経済委員会（UNECE）勧告 21（リンク 9）を使用して記述することが奨励される。

積荷明細のその他の要素は、可能な場合には、次のものを含みうる：

- 重量、体積及び高さ（UNECE 勧告 20（リンク 10）を使用して記述することが奨励される）
- 申告された輸送方法（UNECE 勧告 19（リンク 15）を使用して記述することが奨励される）

- 申告された搬入地点及び国名（貿易と輸送地点に関する国連コード（UN/LOCODE）（リンク 14）を使用して記述することが奨励される）。

## 2.4 処理

処理の種類は、処理の種類に関する IPPC の調和のとれた用語（リンク 11）を使って明記されることが奨励される。有効成分についてはコーデックス農薬目録（リンク 12）を使用して明記されることが奨励される。他のパラメータ（例、濃度、用量、温度及び曝露時間）は、UNECE 勧告 20（リンク 10）を用いて記述することが奨励される。

## 2.5 追加記載

追加記載のために推奨される標準的文言は付録 2 で提供されており、これらは追加記載に関する IPPC コード（リンク 13）を用いて記述することが奨励される。IPPC ウェブサイト上に示されている追加記載を補足するため、又は標準化されていない追加記載を記述するため、自由な文章を使用することができる。

## 2.6 権限のある公務員名

電子植物検疫証明書を発給する権限のある公務員名は各種の電子植物検疫証明書に含まれるべきである。

## 3. 安全なデータ交換メカニズム

NPPO は電子植物検疫証明書を作成するための自国の情報技術（IT）システムの安全性に責任を有する。

送信の間、NPPO 間の電子植物検疫証明データの電子交換が安全であり、認証されることを確保するため、データは暗号化されるべきである。NPPO は最低 128 ビットの暗号化を伴う安全なプロトコルを使用するべきである。送信前に、電子植物検疫証明データは、送信後の完全な状態を維持する追加的な暗号化が行われる場合がある。

輸出国の NPPO から輸入国の NPPO に向けたインターネット経由のデータ送信は、相互に互換性のあるシステムを使用した安全な IT メカニズム（例、Simple Object Access Protocol（SOAP）、Secure/Multipurpose Internet Mail Extensions（S/MIME）、File Transfer Protocol（FTP）、Representative State Transfer（REST））を使用して行われるべきである。

輸出国 NPPO は、積荷に対して発給された実際の電子植物検疫証明書の番号を輸出者が利用できるようにするべきである。

NPPO 間のメッセージ交換の状態に関する通信は、UN/CEFACT が推奨する標準メッセージに従うべきである。

NPPO は、電子植物検疫証明データの交換のための自国のシステムを開発し、維持する責任を有する。交換メカニズムが整備又は予期しないシステム障害によって停止する場合は、当該 NPPO は他の NPPO にできる限り早く通知するべきである。

#### 4. 再輸出のための電子植物検疫証明書

紙だけのシステムでは、輸出のための植物検疫証明書の原本又はその認証謄本が再輸出のための植物検疫証明書の添付書類として利用可能であるべきである。紙及び電子植物検疫証明書の両方が使用されている状況においては、次の要件が満たされるべきである。

##### 4.1 電子形態の輸出のための植物検疫証明書の原本を伴う再輸出のための電子植物検疫証明書

輸出のための植物検疫証明書と再輸出のための植物検疫証明書が両方とも電子形態であるとき、輸出のための電子植物検疫証明書が再輸出のための電子植物検疫証明書に電子的に添付されるべきである。

##### 4.2 紙形態の植物検疫証明書の原本を伴う再輸出のための電子植物検疫証明書

輸出のための植物検疫証明書の原本が紙形態であり、再輸出のための植物検疫証明書が電子形態であるときは、輸出のための植物検疫証明書の原本を（PDF 形式その他の編集できない形式で）スキャンしたものが再輸出のための電子植物検疫証明書に添付されるべきである。

##### 4.3 電子形態の植物検疫証明書の原本を伴う再輸出のための紙の植物検疫証明書

輸出のための植物検疫証明書の原本が電子形態であり、再輸出のための植物検疫証明書が紙形態であるときは、輸出のための電子植物検疫証明書は、再輸出国の NPPO によって印刷され、押印、日付記入及び副署で証明されるべきである。輸出のための電子植物検疫証明書の印刷版は認証謄本となり、その後、紙形態で再輸出のための植物検疫証明書に添付されるべきである。

#### 5. NPPO によって発給される電子植物検疫証明書の管理

##### 5.1 取出しに関する問題

輸入国 NPPO が電子植物検疫書を取り出すことができない場合は、輸入国 NPPO の要請に応じて輸出国 NPPO は電子植物検疫証明書の原本を再提出するべきである。

##### 5.2 変更及び差替え

電子植物検疫証明書の発給後に当該証明書を変更する必要がある場合、電子植物検疫



証明書の原本が取り消されるべきであり、変更した差替えの電子植物検疫証明書（リンク 5）がこの基準で記述されているように発給されるべきである。

### 5.3 キャンセルされた発送

輸出国の NPPO が電子植物検疫証明書の発給後に積荷が発送されないことに気付いた場合は、輸出国の NPPO は関連する電子植物検疫証明書を取り消すべきである。

### 5.4 認証謄本

電子植物検疫証明書の認証謄本とは、当該データの信ぴょう性を立証する NPPO によって証明（押印、日付記入及び副署）された電子植物検疫証明データの印刷物である。当該印刷物は、IPPC の植物検疫証明書様式に記載された標準的文言に従っており、植物検疫証明書として認識できる様式であるべきである。しかしながら、輸入国の NPPO によって認められる場合は、当該印刷物は、XML 形式の XML データでもよい。

## 6. 申告された荷受人の氏名及び住所

紙の植物検疫証明書の場合であって、荷受人が判明しておらず、輸入国の NPPO が用語の使用を認める場合は、「申告された荷受人の氏名及び住所」に「To order（指定による）」という用語を使用することができる。

電子植物検疫証明書とともに積荷の情報が、積荷が届くよりかなり前に、輸入国に届く場合がある。この場合、搬入前に電子植物検疫証明データの確認をすることが可能になるだろう。

「To order（指定による）」の選択肢を使用する代わりに、NPPO は、積荷に対して責任を有する輸入国の連絡先の氏名及び住所を電子植物検疫証明書に含めることを要求することが奨励される。

この付録は参照目的だけのためのものであり、本基準の規定部分ではない。

## 付録 2：追加記載に推奨される文言

追加記載の植物検疫に関する輸入要件には、次の文言を用いることが望ましい。ただし、これは一例であり、これ以外の表記を使うこともできる。

1. 積荷\*は検査され、\_\_\_\_\_（有害動植物又は土壌の名称[具体的に]）は付着していないと判断された。
2. 積荷\*は（具体的な方法を記載してもよい）検定され、\_\_\_\_\_（有害動植物の名前）は付着していないと判断された。
3. 植物が栽培された栽培用資材は栽培前に検定され、\_\_\_\_\_（有害動植物の名前）は付着していないと判断された。
4. \_\_\_\_\_（有害動植物の名前）は \_\_\_\_\_（国名/地域名）には存在しない/発生が知られていない。
5. 積荷\* は次の場所で生産された。  
\_\_\_\_\_（有害動植物の名前）の無発生地域\*\*  
\_\_\_\_\_（有害動植物の名前）の低発生地域  
\_\_\_\_\_（有害動植物の名前）の無発生生産地\*\*  
\_\_\_\_\_（有害動植物の名前）の無発生生産用地\*\*
6. 生産地\*\*/生産用地 /ほ場\*\* は生育期\*\*\* に検査され、\_\_\_\_\_（有害動植物の名前）は付着していないと判断された。
7. 植物/母本は最近の生育期\*\*\*に検査され、\_\_\_\_\_（有害動植物の名前）は付着していないと判断された。
8. 植物は *in vitro* (*in vitro* 技術を明記する) で生産され \_\_\_\_\_（有害動植物の名前）は付着していないと判断された。
9. 植物は検定（具体的な方法を記載してもよい）され、\_\_\_\_\_（有害動植物の名前）が付着していないと判断された母本から得られた。
10. この積荷\* は \_\_\_\_\_（計画の名称/特定の植物検疫に関する輸入要件又は二国間協定への言及）に従って輸出のために生産され、準備された。
11. この積荷は \_\_\_\_\_（有害動植物の名前）に抵抗性を有する植物品種から生産された。
12. 栽培用植物は \_\_\_\_\_（規制非検疫有害動植物を明記する）についての植物検疫に関する輸入要件によって規定された \_\_\_\_\_（許容レベルを明記する）に適合する。

\* 積荷の一部に適用される場合は具体的に記載してもよい。

\*\* 適切な場合は以下を追記する。「周囲の緩衝地帯を含む」

\*\*\* 回数/生育期又は具体的な期間は適宜追加することができる。